

印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会幹事会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会規約第11条第2項の規定に基づき、印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）に置く幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 印西地区消防組合及び栄町消防広域化協議会に提案する事項
- (2) その他消防広域化に関し必要な事項

（組織）

第3条 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 印西市の防災課長及び財政課長
- (2) 白井市の市民安全課長及び財政課長
- (3) 栄町の消防防災課長及び財政課長
- (4) 印西地区消防組合の消防本部次長
- (5) 栄町消防本部の消防防災課長補佐
- (6) 千葉県防災危機管理部消防課担当者

（会議）

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、協議会の会長（以下「会長」という。）がこれを招集する。

- 2 会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件は、会長があらかじめ構成市町の長を経て前条各号に規定する者に通知しなければならない。

（会議の運営及び決定）

第5条 印西地区消防組合消防本部次長（以下「印西地区次長」という。）は、会議の座長となる。

- 2 印西地区次長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ印西地区次長が指定した者がその職務を代理する。
- 3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。
- 4 会員は、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめその者が指名した者を代理出席させることができる。
- 5 会議で協議した事項については、最終案を決定した後、印西地区次長が協議会に報告するものとする。

附 則

この訓令は、平成28年 月 日から施行する。